

# 広島県子供の生活に関する実態調査・分析業務仕様書（案）

## 1 目的

本県では、子供・子育てに係る分野の計画として「ひろしま子供の未来応援プラン」（計画期間R2～6年度）を策定しており、本プランの策定に当たっては、平成29年度に「広島県子供の生活に関する実態調査」を実施し、結果を施策に反映している。

令和4年6月に制定されたこども基本法では、都道府県の役割として、「都道府県こども計画」の策定や、子供施策の策定・実施・評価の過程で子供や子育て当事者等の意見を聴取して反映させることが求められている。

これを受けて、本県においても次期プランの策定に向け、子供たちの状況を把握するとともに、新たな施策や現在取り組んでいる施策の強化の必要性等を確認するため、県内の子供の生活実態や、本県の子供施策に対する子供の意見を聴取するための調査を実施する。

## 2 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

## 3 「広島県子供の生活に関する実態調査」の概要

### (1) 調査対象者

県内の小学5年生、中学2年生とその保護者

#### 【内訳】

実施主体	内 訳	調査対象世帯数		備 考
		小学5年生	中学2年生	
広島県	○竹原市，尾道市，府中市，三次市，庄原市，大竹市，東広島市，廿日市市，江田島市，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町，神石高原町 に存する公立学校 ○県内に存する私立学校 ○県内に存する国立学校 等	約 4,500 世帯	約 4,500 世帯	県内公立，私立，国立の小学5年生及び中学2年生より，各小学校・中学校にて原則として各第1組を抽出する。
広島市 呉市 三原市 福山市 安芸高田市 府中町	○各市町に存する公立学校	約 9,000 世帯	約 9,000 世帯	各市町が直接調査を実施するため，調査票の発送・回収，集計業務は本委託業務に含まれない。但し，分析については，当該市町からデータの提供を受けるため，県分と合わせて行うこと。

(2) 調査方法（県実施分）

調査票は、各小学校・中学校を通じて配布・回収する。

ただし、7割以上の回収率が見込まれる場合は、インターネット回答の併用も可とする。

(3) 調査項目

別紙「調査票（案）」のとおり

※内閣府が「令和2年度 子供の生活状況調査」結果を踏まえて作成した「調査票様式例」を基本に、本県プランの施策検討に必要な独自項目を追加し、作成。

(4) 業務実施スケジュール

スケジュール	業務内容
令和5年6月下旬	調査票発送
令和5年7月中旬	調査票回収
令和5年9月中旬	集計・分析結果（速報）
令和6年3月15日（金）	最終結果（報告書）

注 令和5年9月中旬の集計・分析結果（速報）については、単純集計と別途契約締結後に発注者が指示するクロス集計（5事例程度）を想定している。

#### 4 委託業務内容等

受注者は、発注者と協議の上、次の業務を行うこと。

(1) 調査票、調査対象者への依頼文（原案は発注者が作成。）及び配付・回収用封筒等の作成・校正・印刷。

- 外国語（英語、中国語、フィリピン語）への翻訳に対応すること。
- 調査票・封筒の作成においては、回収率の向上に向けた工夫をすること。

(2) 調査票等の配付（宛名ラベル貼り・封入封緘作業を含む。）及び回収

- 調査対象者への調査票の配付・回収については、学校を通じて実施することとし、調査票の学校への送付・回収は受注者が行う。
- 調査票の学校への送付時には、別途発注者が作成する学校宛て依頼文等を印刷・同梱すること。
- 調査票の学校への送付・回収のための郵送費は受注者が負担すること。
- 調査票の回収督促は、学校に対してのみ行い、調査対象者へは行わない。

(3) 調査結果のデータ入力（封筒開封、回収調査票のチェック、番号付、データ入力、データクリーニング）、集計及び分析（単純集計表及びクロス表の作成）

- 市町実施分については、当該市町から入力された生データの提供を受け、単純集計以降を行う。また、県分、市町分の生データを合体した上で、集計・分析を行う。
- 内閣府が実施した「令和2年度 子供の生活状況調査」と共通する調査項目については、当該調査との比較分析を行うこと。

(4) 速報集計・分析の報告

(5) 最終報告書の作成

最終報告書には、分析結果の他に次の事項を必ず記載すること。

- ① 調査の概要（分析結果の概要、調査実施方法、調査回答者の基本属性 等）
- ② 調査結果の総括（求められる支援、今後の課題 等）

## (6) 成果物等の提出

受注者は発注者に対して、次の成果物等を発注者が利用しやすく、加工可能な形式で電子媒体等で提出すること。

- ① 調査票（紙ベース1部及びデジタルデータ）
- ② 調査対象者への依頼文及び封筒（各1部）
- ③ 調査票の郵送日及び郵送数を証明するもの
- ④ 回収調査票
- ⑤ 市町別の生データ（デジタルデータ）
- ⑥ 単純集計結果（デジタルデータ）
- ⑦ 速報集計・分析結果（紙ベース1部及びデジタルデータ）
- ⑧ 調査結果報告書（紙ベース1部及びデジタルデータ）

## 5 その他

- 本業務中、受注者は発注者と密接な連絡をとり業務を遂行するものとし、疑義を生じた場合は速やかに発注者と連絡をとり、協議の上決定することとする。また、業務の主要な区切りには協議・打ち合わせを行い、その結果を記録し相互に確認する。連絡事項についても同様に記録し確認するものとする。なお、それぞれの協議録等は、受注者側にて作成すること。
- 委託に付随して必要となる物品は、すべて委託料に含めることとする。
- 調査内容・調査方法等を変更する場合には、発注者と受注者が別途協議するものとする。
- 本業務終了後、事業実績報告書及び委託料の精算書を提出すること。